

# 《 2024年度 サービス管理責任者等研修会 基礎研修 開催要項 》

## 1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

## 2. 実施主体

公益社団法人大分県社会福祉士会（大分県指定研修事業者）

## 3. 対象者

以下に掲げる障がい福祉サービスのいずれかを実施する事業者において、その事業所の従業員のうち、今後サービス管理責任者等として配置予定で、別表に掲げる業務内容に応じ、通算して別表右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

- (1)療養介護 (2)生活介護 (3)自立訓練（機能訓練） (4)共同生活援助
- (5)自立訓練（生活訓練※宿泊型も含） (6)自立生活援助 (7)就労移行支援
- (8)就労継続支援 A 型 (9)就労継続支援 B 型 (10)就労定着支援
- (11)障害者支援施設 (12)児童発達支援 (13)放課後等デイサービス
- (14)居宅訪問型児童発達支援 (15)保育所等訪問支援 (16)障害児入所支援

## 4. 受講定員

196名（1回の研修あたり98名）

## 5. 研修日程

講義事前視聴＋演習2日間（集合研修）

※受講日程の選択はできませんのでご了承ください。

## 6. 研修日程・開催方法

	日程（演習2日間）	会場	開催方法
① 日程	2024年9月4日(水) 9月5日(木)	別府国際コンベンションセンター ビーコンプラザ 住所：別府市山の手町12-1	・講義事前視聴・テスト ・演習2日間（集合研修）
② 日程	2024年9月26日(木) 9月27日(金)		

注) **研修過程で不正が確認できた場合は、直ちに受講を取り消します。また、研修終了後修了証を発行した後に不正を確認した場合は、修了証を無効とします。**

- ・①～②はすべて同一の内容です。受講日程の選択はできませんので、ご了承ください。
- ・受講日等については、受講決定通知でお知らせいたしますのでご確認をお願いします。
- ・原則として、決定後の日程変更はできません。

- ・演習については、会場での開催（2日間）となります。指定された期日までに必ず講義視聴・テストを完了させておいてください。講義視聴・テストを完了していない場合は演習への参加ができません。（詳細は受講決定通知にてお知らせいたします。）

## 7. 研修内容（予定）

詳細は別紙研修カリキュラム参照

講義（事前視聴） → テスト → 質問 → 演習（集合研修） → 修了証

## 8. 受講者決定基準

定員を超える受講申込があった場合、関係機関と協議のうえ、受講者の選考をおこないません。原則他県よりの申込みは受け付けません。また、受講希望者が定員を上回った場合、お申し込み時の優先順位を参考に受講決定します。

同一法人内から複数名お申し込みされる場合、よく検討された上で優先順位をつけてお申し込みをお願いします。

## 9. 受講費

26,000円

受講費の納入方法・期限等については、受講決定通知書にてご案内します。

受講費の入金が確認できない場合は、受講ができません。

## 10. 申込み期間・申込み方法

### ●申込み方法

大分県社会福祉士会ホームページより申込みをおこなってください。

①Web 申込み ②必要書類郵送 の2つが必要です。

※Web 申込みだけでは申込は完了ではありません。

※書類の不備、記載漏れがないかを必ずご確認ください。

### ●申し込み期間

**2024年6月5日（水）10：00～ 7月1日（月）17：00**

①Web 申込み ②必要書類の郵送は必ず期間内におこなってください。

※提出書類は、7月1日（月）17：00 必着 お願いいたします。締切後の受付はできません。

（Web 申込みの基本情報入力・送信後、完了の通知がメールにて届きます。通知が届かない場合はお申し込みができていない可能性がありますので、再度お申し込み手続きをおこなってください。）

※申込フォームに入力した氏名・生年月日が修了証に記載されますので、間違いがないように入力してください。なお、講義視聴で使用するシステムにログインするために、受講者1名ごとに別のメールアドレスが必要となります。法人より複数名お申し込みされる場合は、ご注意ください。

## 〈留意点〉

以下の書類を別途郵送（持参可）してください。

必要書類の提出は7月1日（月）17:00 必着とします。

- (1) 法人推薦書【様式1】
- (2) 実務経験書【様式2】
- (3) 相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了証の写し

※昨年度まで修了の方は必ず提出

※提出がない場合は、受講をお断りさせていただきます。

※内容に空欄・不備・虚偽等があった時は、申し込みを受け付けできません。

〈郵送・提出先〉

〒870-0907 大分県大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 2F  
公益社団法人大分県社会福祉士会 事務局

## 11. 受講決定

申込内容を確認の上、締切後、選考により受講可否を決定し、受講決定通知を法人代表あてに送付いたします。

※先着順ではありません。

※7月末頃までに受講可否の通知が届かない時は、事務局へお問い合わせください。

※受講可否について、電話による事前のお問い合わせはお受けいたしかねます。

## 12. 事前課題の提出について

本研修では、受講決定された方全員に、事前課題を提出していただきます。

事前課題については、ホームページ上に掲載（7月中旬頃を予定）及び受講決定通知と一緒に手引きを郵送します。

期間内に提出してください。

【注意点】：各自、自身で事前課題を作成すること。

他の受講者と酷似した課題を提出した場合は、再提出を求める場合もございます。

※提出期限までに課題の提出がない場合は、受講決定を取り消すことがありますのでご注意ください。

## 13. 修了証

(1) カリキュラムをすべて修了した者は、修了証を交付します。

(2) 遅刻、早退、研修中の退席の著しい者等には、修了証は交付しません。

20分以上の遅延も受講取り消しとなります。

(3) 受講態度の悪い者（私語、居眠り、携帯電話の利用等）についても修了となりませんので、ご注意ください。（事業所指定の申請については、修了証の添付が必要です。）

#### 14. 留意点

- (1) 研修修了者について、必要事項を記載した名簿を作成し、本会および大分県にて厳重に管理します。
- (2) 受講申込の内容等に虚偽の記載があった場合は、受講を取り消す場合があります。
- (3) 受講申込の内容等に記載された個人情報、本会のご案内および本研修の運営目的以外には使用しません。

#### 15. その他

- (1) 受講決定後の受講者の変更はできません。  
なお、主催者の判断以外で入金後の受講キャンセルや当日欠席された場合において、費用の払い戻しはできませんのでご了承下さい。
- (2) 受講決定後に受講キャンセルが決まった場合は、必ず事務局までご連絡ください。
- (3) 受講者の推薦については、すべての研修カリキュラムが受講できることを要件とします。
- (4) 研修受講にあたって配慮が必要な方は、受講申し込み時に備考欄にその旨の入力をお願いします。
- (5) 台風やその他災害等により研修の中止・延期する場合は、大分県社会福祉士会ホームページに事前に掲載いたします。なお、受講決定後の主催者の判断により中止、延期等を行う場合は、個別にこちらから文書等でご連絡を差し上げます。

#### 16. 問合せ

##### 【本研修の受講手続き等に関すること】

〒870-0907 大分県大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 2F

公益社団法人大分県社会福祉士会

(専用携帯：080-8565-6609 平日 9：00～17：00)

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の事業所指定の配置要件等、制度に関することは指定申請を行う県や市へお問い合わせください。